

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1.計画期間 令和元年度9月1日 ～ 令和6年度8月31日までの5年間

2.内容

目標1: 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和元年9月～ 育休・育児休業制度について、当事者以外の従業員についての理解を
深めるべく情報提供を行う。

目標2: 子育て世代の男性従業員への育児休業取得の勧奨。

<対策>

- 平成元年9月～ 育児休業取得の勧奨。